

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(抜粋)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいい、戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの</p> <p>イ 販売を目的とするもの</p> <p>(2)「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法）をいう。</p> <p>(3)「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅をいう。</p> <p>(4) ～ (32) 略</p> <p>(33) ～ (34) 削除</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの</p> <p>イ 販売を目的とするもの</p> <p>(2)「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法による戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。</p> <p>(3)「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅（戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。</p> <p>(4) ～ (32) 略</p> <p>(33)「木造住宅耐震化総合支援事業」とは、住宅耐震化を推進する積極的な取組を行う市町村に存する木造住宅の補強設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅</p>

新	旧
<p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業、住宅段階的耐震改修支援事業、空き家対策市町村緊急支援事業、空き家活用費補助事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、及び住宅等土砂災害対策促進事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町</p>	<p>の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(34)「非木造住宅耐震化総合支援事業」とは、住宅耐震化を推進する積極的な取組を行う市町村に存する非木造住宅の補強設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、住宅耐震改修緊急支援事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業、住宅段階的耐震改修支援事業、空き家対策市町村緊急支援事業、空き家活用費補助事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅等土砂災害対策促進事業、木造住宅耐震化総合支援事業及び非木造住宅耐震化総合支援事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、</p>

新	旧
<p data-bbox="197 248 1104 480">村緊急支援事業については別表第 8 に、空き家対策市町村緊急支援事業については別表第 9 に、空き家活用費補助事業については別表第 10 に、がけ地近接等危険住宅移転事業については別表第 11 に、住宅等土砂災害対策促進事業については別表第 12 に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="170 730 443 767">第 4 条～第 15 条略</p>	<p data-bbox="1176 248 2063 671">老朽住宅等除却事業については別表第 6 に、空き家活用促進事業については別表第 7 に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第 8 に、空き家対策市町村緊急支援事業については別表第 9 に、空き家活用費補助事業については別表第 10 に、がけ地近接等危険住宅移転事業については別表第 11 に、住宅等土砂災害対策促進事業については別表第 12 に、<b>木造住宅耐震化総合支援事業</b>については別表第 13 に、<b>非木造住宅耐震化総合支援事業</b>については別表第 14 に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1131 730 1404 767">第 4 条～第 15 条略</p>

新

別表第1 (第3条関係)						
補助事業名	木造住宅耐震診断事業		木造住宅耐震改修設計費補助事業		木造住宅耐震改修費補助事業	
補助事業者	市町村					
補助対象経費	既存木造住宅の所有者等(注)の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む)		既存木造住宅の所有者等(注)が登録設計事務所依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む)		既存木造住宅の所有者等(注)が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む)	
	限度額					
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	38,000円/棟	71,000円/棟	350,000円/棟	650,000円/棟	1,525,000円/棟	750,000円/戸 かつ 3,000,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円/棟を加算することができる	ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する			
次に掲げる事項の全てに該当するもの						
①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの	①耐震診断士が設計するもの		①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの			
②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の詳細を取得したコンピュータソフト(以下「認定ソフト」という。)の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの	②木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)が1.0未満と診断された住宅に係るもの		③次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの			
④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない	対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く					
補助率	4分の1以内		4分の3以内			
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。					
(注) 既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体を除く。)とする						

旧

別表第1 (第3条関係)						
補助事業名	木造住宅耐震診断事業		木造住宅耐震改修設計費補助事業		木造住宅耐震改修費補助事業	
補助事業者	市町村					
補助対象経費	既存木造住宅の所有者等(注)の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費		既存木造住宅の所有者等(注)が登録設計事務所依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費		既存木造住宅の所有者等(注)が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費	
	限度額					
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	33,000円/棟	66,000円/棟	205,000円/棟	411,000円/棟	925,000円/棟	462,000円/戸 かつ 1,851,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円/棟を加算することができる。	ただし、木造住宅耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。		ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と925,000円との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。	
次に掲げる事項の全てに該当するもの						
①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの	①耐震診断士が設計するもの		①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの			
②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の詳細を取得したコンピュータソフト(以下「認定ソフト」という。)の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの	②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)が1.0未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iw値が1.0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が1.0未満と診断された住宅に係るもの		③次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの			
④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない	対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く					
補助率	4分の1以内					
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。					
(注) 既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体を除く。)とする						

新

別表第2（第3条関係）					
補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業		非木造住宅耐震改修設計費補助事業		非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村				
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）				
	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）				
	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建設業者に依頼して行う耐震改修工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の検査を受ける経費を含む）				
	限度額				
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
	38,000円/棟	71,000円/棟	350,000円/棟	650,000円/棟	1,525,000円/棟
					750,000円/戸
					かつ
					3,000,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円/棟を加算することができる			耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの				
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの（注2）	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの（注2）	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
	②一級建築士又は二級建築士により実施するもの（注2）	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの（注2）	③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの（注2）		
③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない	③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの（注2）			
		対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く			
補助率	4分の1以内		4分の3以内		4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				
（注1）既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする					
（注2）一級建築士又は二級建築士のうち、構造設計一級建築士等（注3）でない者が診断、設計及び「安全性」の確認を行う場合は、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受けたものに限る					
（注3）構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう					

旧

別表第2（第3条関係）					
補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業		非木造住宅耐震改修設計費補助事業		非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村				
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費				
	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費				
	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建設業者に依頼して行う耐震改修工事に要する経費				
	限度額				
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
	33,000円/棟	66,000円/棟	205,000円/棟	411,000円/棟	925,000円/棟
					462,000円/戸
					かつ
					1,851,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。		耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの				
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの	①構造設計一級建築士等が設計するもの	①構造設計一級建築士等が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
	②構造設計一級建築士等（注2）により実施するもの	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業又は構造設計一級建築士等（注2）による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの	③耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの		
③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	③耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの			
		対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			
補助率	4分の1以内				
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				
（注1）既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。					
（注2）構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。					

新

旧

別表第3（第3条関係）

補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村
	既存木造住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る）の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）
	限度額
	1,248,000円／棟
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ②木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの ③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となるもの ④申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれも上部構造評点を1.0以上にすることを誓約書が提出されていること ⑤既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等（注）を導入している市町村であること ⑥対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

（注）代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう

別表第3（第3条関係）

補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村
	既存木造住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る）の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額
	648,000円／棟
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が0.7未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果1w値が0.7未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの ③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となるもの ④既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等（注）を導入している市町村であること。 ⑤申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれも上部構造評点を1.0以上にすることを誓約書が提出されていること。 ⑥対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう。

新

別表第5（第3条関係）

補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額
	400,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	4分の1以内
	ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①14.に要する経費の3分の2と市町村が補助する額との差については2分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～7を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- ②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

旧

別表第5（第3条関係）

補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額
	205,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8（点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上にあるものに限る。）を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- ②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

新		旧	
別表第8（第3条関係）		別表第8（第3条関係）	
補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会に要する経費	補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等（注1）である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。
	事業別限度額		
	戸別訪問		3,800円／戸 （ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。）
	地区カルテの作成		2,600円／戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進		12,000,000円 （委託料等の合計）
	出張説明会		30,000円／回
	ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。		
	補助要件		住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①2.）に基づく取組を行う市町村が実施するもの
補助率	4分の1以内	補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については4分の3以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
		（注1）高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、65歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40%以下の世帯の者又はその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。 （注2）木造住宅耐震化総合支援事業又は非木造住宅耐震化総合支援事業により、耐震改修設計を行う者は対象外とする。 （注3）木造住宅耐震化総合支援事業又は非木造住宅耐震化総合支援事業により、耐震改修工事を行う者は対象外とする。	



新

旧

別表第11（第3条関係）

別表第11（第3条関係）

補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費			
	限度額			
	除却費	建設又は購入費		
	危険住宅の除却に要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用		
		危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する費用	土地取得に要する費用	敷地造成に要する費用
975,000円／戸	4,570,000円／戸	2,060,000円／戸	597,000円／戸	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.)に基づき行うものであること			
	②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること			
	③対象となる危険住宅は、原則として除却すること			
補助率	4分の1以内			
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる			

補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費			
	限度額			
	除却費	建設又は購入費		
	危険住宅の除却に要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用		
		危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する費用	土地取得に要する費用	敷地造成に要する費用
802,000円／戸	4,570,000円／戸	2,060,000円／戸	597,000円／戸	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.)に基づき行うものであること			
	②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること			
	③対象となる危険住宅は、原則として除却すること			
補助率	4分の1以内			
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

新

別表第13 削除

旧

別表第13 (第3条関係)

補助事業名	木造住宅耐震化総合支援事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	木造住宅耐震改修設計		木造住宅耐震改修工事	
	既存木造住宅の所有者等(注)が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関に依頼して行う経費を含む)		既存木造住宅の所有者等(注)が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関に依頼して行う経費を含む)	
	限度額			
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
350,000円/棟	650,000円/棟	1,525,000円/棟	750,000円/戸 かつ 3,000,000円/棟	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①耐震診断士が設計するもの		①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	
	②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)が1.0未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果1w値が1.0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が1.0未満と診断された住宅に係るもの			
	③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。以下同じ。)し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの		③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点1.0以上となるもの	
	④当該設計により改修工事を行うもの			
対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				
補助率	4分の3以内		4分の1以内	
			ただし、補助対象経費の8割又は1,000,000円のいずれか小さい額との差については2分の1以内	
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				

(注) 既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。)とする。

新

旧

別表第 14 削除

別表第 14 (第 3 条関係)

補助事業名	非木造住宅耐震化総合支援事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	非木造住宅耐震改修設計		非木造住宅耐震改修工事	
	既存非木造住宅の所有者等（注 1）が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関に依頼して行う経費を含む）		既存非木造住宅の所有者等（注 1）が建設業者に依頼して行う耐震改修工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関に依頼して行う経費を含む）	
	限度額			
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	350,000円/棟	650,000円/棟	1,525,000円/棟	750,000円/戸 かつ 3,000,000円/棟
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①構造設計一級建築士等（注 2）が設計するもの		①構造設計一級建築士等が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	
	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づく耐震診断費補助事業又は構造設計一級建築士等（注 2）による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの			
	③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの		③耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	
	④当該設計により改修工事を行うもの			
対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				
補助率	4 分の 3 以内		4 分の 1 以内 ただし、経費の 8 割又は 1,000,000 円のいずれか小さい額との差については 2 分の 1 以内	
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

（注 1）既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。

（注 2）構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあつては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。

新

旧

点検表 1

点検表 1

**補強コンクリートブロック塀の点検表**  
(鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

**補強コンクリートブロック塀の点検表**  
(鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

	点検項目	点検内容	チェック欄	
1	高さ	2.2mを <b>超えている</b>		
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満		
		高さ2m以下で10cm未満		
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入って <b>いない</b>		
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入って <b>いない</b>		
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出して <b>いない</b>		
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎が <b>ない</b>		
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある		
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された		
評価		7項目のうち1つでも <b>当てはまれば</b> 、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している		

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2.2m <b>以下</b>	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	いいえ	はい
		高さ2m以下で10cm未満	いいえ	はい
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っている	はい	いいえ
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出して <b>ある</b>	はい	いいえ
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎が <b>ある</b>	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価		8項目のうち、1つでも <b>不適合</b> があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい

新

旧

点検表 2

点検表 2

**組積造の塀の点検表**

**組積造の塀の点検表**

	点検項目	点検内容	チェック欄	
1	高さ	1.2mを超えている		
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10 <b>未</b> 満		
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍 <b>未</b> 満		
4	基礎	根入れ深さが20cm <b>未</b> 満		
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある		
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された		
評価		6項目のうち1つでも <b>当</b> てはまれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している		

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1.2mを超えている	いいえ	はい
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10 <b>以上</b> ある	はい	いいえ
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍 <b>以上</b> ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm <b>以上</b> ある	はい	いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価		7項目のうち、1つでも <b>不</b> 適合があれば組積造の塀の安全対策が必要です		
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している		いいえ はい